

田原市ぐるりんバス「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」 運行事業者募集要領

令和 7 年 4 月 2 日

1 事業者募集概要

(1) 事業者募集の趣旨

田原市では、モータリゼーションの進展に伴う民間バスの利用者減少による路線廃止に対応する形で、平成14年からぐるりんバスの運行を開始し、その後、平成19年度に田原市地域公共交通戦略計画（以下「戦略計画」という。）を策定し、体系的に渥美線、伊良湖本線・支線、ぐるりんバスなどの地域公共交通の確保に取り組んできました。

令和6年3月31日に第3次田原市地域公共交通戦略計画を策定し、この計画では、本市が著しい車社会であることを踏まえつつ、まちづくりを進めるための公共基盤として、いかに効果的・効率的に公共交通を維持するかという視点に立ち、鉄道、路線バス、コミュニティ乗合交通等の機能分担、行政・旅客自動車運送事業者・地域等の協働による改善策の実現を目指しています。

今回の事業者募集は、田原市ぐるりんバスの運行に当たり、地域公共交通事業の趣旨を十分に理解し、田原市における地域公共交通の一躍を担っているという意識を持ち、利用者の立場に立った対応を心掛けていただける運行事業者を募集するものです。

(2) 業務名

田原市ぐるりんバス「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」運行业務

※別紙「童浦線（路線図）、サンテパーク線（路線図）、市街地線（路線図）」「ぐるりんバス童浦線（ダイヤ）、ぐるりんバスサンテパーク線（ダイヤ）、ぐるりんバス市街地線（ダイヤ）」のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

（運行期間：令和7年10月1日から令和10年9月30日まで）

2 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び同法第15条の認可等を持っている者又は本業務の運行開始日までに道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び同法第15条の認可等を確実に取得できる者
- ② 田原市内に本店、支店若しくは営業所を有するか、又は本業務の運行開始日までに設置可能な者
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）

等に基づく更生又は再生手続を行っていない者

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しない者

３ 業務概要等

（１）業務概要

- ① 運行管理に関すること。
- ② 車両の維持管理に関すること。
- ③ 予備車両の確保・維持管理に関すること。
- ④ 停留所の維持管理に関すること。
- ⑤ 利用状況の調査に関すること。
- ⑥ 利用促進策に関すること。
- ⑦ 国庫補助の手続に関すること。
- ⑧ その他バスの運行に必要な一切の業務に関すること。

※業務詳細は、「田原市ぐるりんバス「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」運行業務仕様書」による。

（２）車両

- ① 業務に使用する車両は、市が事業者に無償で貸与します。
（バス車両 ６台）
- ② 車両は「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」の専用車とします。
- ③ 事業者は、貸与車両の故障・手続等に備え、運行開始日までに貸与車両と同等の輸送力・装備を持つ予備車両を１台以上用意するものとします。
- ④ 事業者は、予備車両に係る修繕費用など全ての負担をするものとします。

（３）運行経費見込額

本業務の運行経費見込額は、次の費用を基本として積算します。

- ① 人件費
- ② 運行諸雑費（その他業務に必要な管理費及び一般事務費）
- ③ 燃料費※田原市で設定
- ④ 車両管理費（車検費用、３か月点検費用、車両維持管理費）※田原市で設定
- ⑤ 役務費（保険加入料）※田原市で設定

ただし、④車両管理費及び⑤役務費には、予備車両に係る費用を含まないものとする。

(4) その他の条件

- ① 田原市ぐるりんバス運行内容について、公共交通会議にて変更が決定した際には、運行期間途中において変更契約をするものとします。
- ② 運行事業者はサービス及び利便性の向上を図り、利用者の増加に努めるものとします。

4 本業務の実施スケジュール等

(1)	募集要領公表
	令和7年4月2日（水）
(2)	質問書受付
	令和7年4月2日（水）～令和7年4月30日（水）
(3)	業務提案書受付
	令和7年5月14日（水）～令和7年5月21日（水）
(4)	プレゼンテーション審査（最優秀提案者の決定）
	令和7年5月29日（木）
(5)	契約の締結
	令和7年6月下旬
(6)	運行開始
	令和7年10月1日（水）
(7)	田原市地域公共交通会議への参加
	運行開始以降の交通会議開催から

(1) 募集要領公表

募集要領は、令和7年4月2日（水）から田原市公式ホームページにて公表します。

<http://www.city.tahara.aichi.jp/>

(2) 質問書受付

募集要領に係る問合せがある場合は、「質問書（様式1）」を受付期間内（令和7年4月2日（水）～令和7年4月30日（水）午後5時までに電子メールにて「7 問合せ先」に提出してください。また、電子メール送信後に電話にて着信確認をしてください。なお、質問の回答は、令和7年5月9日（金）までに電子メールにて行います。

(3) 業務提案書受付

「田原市ぐるりんバス「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」運行業務に係る提案書（様式2）」に必要事項を記入の上、受付期間内（令和7年5月14日（水）～令和7年5月21日（水））に「7 問合せ先」に持参、郵便又は宅配により必着で提出してください。持参の場合は、土日祝を除く午前9時から午後5時までとします。

○提案書の提出部数：7部

○納税証明関連

- ・滞納していない旨を記載した誓約書（様式3）
- ・納税状況調査同意書（様式4）

- ・ 国税に係る納税証明書
納税証明書「その3の3」
ア. 法人税 イ. 消費税及び地方消費税

(4) プレゼンテーション審査

応募者のプレゼンテーション及び審査員との質疑応答を踏まえて審査します。

- ① 開催場所：田原市役所302会議室（田原市役所北庁舎3階）
- ② 開催日時：令和7年5月29日（木） 午後2時から（予定）
※時間については別途通知します。
- ③ 参加人数：最大2人とします。
- ④ 結果通知：6月4日（水）までに業務提案書提出者全員に通知します。

(5) 契約の締結

田原市と「田原市ぐるりんバス「童浦線」「サンテパーク線」「市街地線」運行業務」の契約を締結します。契約期間は、国庫補助金の関連から令和11年3月31日までとします。

なお、契約の際は、田原市財務規則第125条に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めることとします。ただし、同規則第127条で定める場合においてはこの限りではありません。

※契約締結から運行開始までの3か月を道路運送法第4条許可取得期間に活用ください。

(6) 田原市地域公共交通会議への参加

契約以降に開催する田原市地域公共交通会議に委員として出席していただきます。

(7) 運行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

5 提案の選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定に係る選定委員会を設置し、評価・審査の上、提案者の中から最優秀提案者を運行事業者として選定します。

なお、提案が1件のみであった場合は、その提案者と協議の上、決定します。

(2) 選定基準（評価項目と評価の視点）

1. 価格要素（40点／100点）

項目		
A：運行経費		
1	運行経費の見積金額	40点

2. 非価格要素（60点／100点）

B：運行業務の実施力		
1	運行実績（一般乗合バス事業）	4点
2	国土交通省による処分の状況	4点
●処分及び重大事故の発生状況		
3	乗務員の確保体制等	4点
●専任乗務者の確保、適正な乗務員等の管理体制が整っているか ●乗務員の確保に対し積極的な取組を行っているか		
4	車両点検状況等	4点
●日常的な車両点検や整備体制が整っているか		
5	予備車両、増便対応等の状況	4点
●緊急対応時の代替予備車両が整っているか ●増便や緊急時の路線（バス停）までの所要時間は適切か		
C：運行の安全確保策		
1	安全運行対策	8点
●安全運行に関する乗務員等への指導・教育体制・マニュアルが整っているか ●その他安全管理に関する独自の取組を行っているか		
2	災害、事故等発生時の緊急対応能力	8点
●緊急時の連絡処理体制が整っているか ●緊急時の人員配置体制が整っているか ●事故等発生時の損害賠償体制が整っているか		
D：利用者の利便性向上策		
1	乗務員等の教育・サービス向上体制、高齢者等への配慮等	8点
●運転技術、接客マナー等向上のための研修体制が整っているか ●利用者のサービス向上に向けた取組があるか ●高齢者・障害者等への配慮の有無、内容		
2	苦情への対応体制	4点
●苦情等への対応体制・マニュアルが整っているか		
3	利用者の増加策としての主体的な利用促進等の取組	4点
●利用者の増加策として利用促進の事業に取り組んでいるか ●取り組む意欲は十分か		
E：地域貢献		
1	市内本店・支店若しくは営業所の設置	3点
2	その他、田原市や地域社会に貢献している事業	2点

F：その他		
1	その他	3点
●その他運行（評価項目以外）に関する質問に対する評価はどうであったか。 ●その他		

(3) 留意事項

- ① 提案に係る説明会は開催せず、「質問書（様式1）」により疑問点に対応します。
- ② 提案書は、1者1提案とします。
- ③ 提案書の作成、提出等の選定に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- ④ 提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 提出された提案書等は返却しません。
- ⑥ 審査及び選定結果に対する問合せや異議申立ては、できないものとします。

(4) 本業務運行資格の失格

- ① 「2 応募者の資格要件」を満たさなくなった場合
- ② 提出された提案書の内容に虚偽の記載があった場合

6 結果の公表

最優秀提案者の名称、全提案者の評価点及び内訳、最優秀提案者の選定理由については、田原市HPにて公表します。

7 問合せ先

田原市役所 都市建設部 街づくり推進課

住 所：〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

連絡先：電 話：0531-27-8603 FAX：0531-22-3811

E-mail：machi@city.tahara.aichi.jp

市HP：<http://www.city.tahara.aichi.jp/>